

高 監 委 第 1 9 号
平成26年8月18日

高島市長 福井 正明 様

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 山川 恒雄

平成25年度高島市財政健全化審査意見書および経営健全化審査意見書の提出
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度高島市健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 25 年度高島市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適切に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適切に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成 25 年度	平成 24 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.57
② 連結実質赤字比率	—	—	17.57
③ 実質公債費比率	13.4	14.4	25.0
④ 将来負担比率	113.6	147.0	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は 921,817 千円の黒字で、前年度に比べ 30,739 千円の増加となった。この結果、実質赤字比率がなく、参考としての比率は△5.00%となり、早期健全化基準を大きく下回っている。

② 連結実質赤字比率について

連結実質収支額の合計は 3,221,171 千円の黒字で、前年度に比べ 170,796 千円の増加となった。この結果、連結実質赤字比率がなく、参考としての比率は△17.49%となり、早期健全化基準を大きく下回っている。

③ 実質公債費比率について

一般会計における公債費および特別会計に係る公債費負担をもって算出された実質公債費比率は 13.4%で前年度に比べ 1.0 ポイント改善しており、早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを下回っている。その主な要因は、公債費充当一般財源の減少および臨時財政対策債や合併特例債の元利償還金等に係る基準財政需要額算入額の増加によるものである。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は 113.6%で、前年度に比べ 33.4 ポイント改善しており、早期健全化基準の 350.0%と比較するとこれを下回っている。

これは、一般会計等が将来負担する可能性のある将来負担額が 57,595,695 千円となり前年度に比べ 4,277,340 千円減少したことによるもので、その主な要因は、地方債現在高と公営企業債等繰入見込額の減少によるものである。

平成 25 年度高島市公営企業会計に係る経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適切に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適切に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会計名		平成 25 年度	経営健全化基準	備考	
資金不足比率	法適用	水道事業会計	—	20.0	
		病院事業会計	—	20.0	
		介護老人保健施設事業会計	—	20.0	
	法非適用	下水道事業特別会計	—	20.0	
		農林業集落排水事業特別会計	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

公営企業における法適用企業会計では、いずれも剰余額が生じており、その額は、水道事業会計で 670,278 千円、前年度に比べ 48,742 千円の増、病院事業会計では 1,547,582 千円で、前年度に比べ 281,469 千円の増、介護老人保健施設事業会計では 74,655 千円となり、前年度に比べ 13,747 千円の増となっている。

また、法非適用企業の下水道事業特別会計および農林業集落排水事業特別会計についても、剰余額が生じている。

この比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し経営状況の深刻度を示すものであるが、全ての会計において資金不足額が生じていないため、国の示す基準からみて、健全な範囲を維持している。